

指定管理者制度の
活用と導入の促進に関するガイドライン

平成26年3月

改訂 平成27年4月

鴨川市総務課

目 次

第 1	指定管理者制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	指定管理者制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	指定管理者制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	管理委託制度と指定管理者制度との主な相違点・・・・・・・・	1
第 2	指定管理者制度の活用と導入の促進に向けて・・・・・・・・	2
1	本市の公の施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	指定管理者制度活用施設における継続の検討と継続指定の判断基準・・・	4
3	直営施設・新設施設への指定管理者制度の導入の検討と判断基準・・・・	4
第 3	指定管理者制度の導入に関する手続き・・・・・・・・	6
1	指定管理者の指定に関する事務の基本的な流れ・・・・・・・・	6
2	指定管理者の募集・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	指定管理者の候補者の選定等・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4	管理運営状況のモニタリングの実施・・・・・・・・	10
第 4	指定管理者制度の導入スケジュール・・・・・・・・	11

このガイドラインの趣旨

指定管理者制度は平成 15 年の地方自治法の改正により創設された制度で、本市においては、従前の管理委託制度を導入していた施設を中心にその導入の検討を行い、平成 18 年 4 月から 27 施設において導入したところです。

その後、すべての直営施設について指定管理者制度の導入の検討を行い、可能な施設にその制度を導入したほか、施設の廃止や民間委譲などを進めたことにより、平成 27 年 4 月 1 日においては、11 施設において指定管理者による管理運営を行っています。

このガイドラインは、現に指定管理者制度を導入している施設におけるその活用のあり方や現在直営で管理している施設への指定管理者制度の導入について検討することにより、施設を効果的、効率的に運営するための最適な管理形態についてさらなる検討を進めるために定めるものです。

なお、このガイドラインは、指定管理者制度の活用や導入に当たり必要な基本的事項を定めていますが、施設はそれぞれ設置の目的や運営形態等が異なるため、それらを考慮し、このガイドラインを踏まえた上で、適切に事務を行っていくこととします。

また、このガイドラインは、原則として、平成 27 年度以降に新たに指定の期間が開始する施設及び平成 26 年度以降新たに指定管理者制度の導入を検討する施設について適用することとします。

第1 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行に伴い、公の施設の管理について、従前の管理委託制度が廃止され、新たに指定管理者制度が創設されました。

「公の施設」とは

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設をいいます。（地方自治法第244条）

2 指定管理者制度の目的

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、施設の管理等に係る経費の節減等を図ることを目的とするものです。

3 管理委託制度と指定管理者制度との主な相違点

従前の管理委託制度と指定管理者制度との主な相違点は、次のとおりです。

	管理委託制度（従前）	指定管理者制度
管理主体	公共団体（土地改良区等）、公共的団体（農業協同組合等）、地方公共団体の出資法人のうち一定要件（1/2出資等）に限定	法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではない。個人は不可。）
管理権限等	・地方公共団体の管理権限のもとで具体的な管理の事務・業務を管理受託者が執行する。 ・受託者は施設の使用許可を行うことができない。	・地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行。（指定に当たり、議会の議決が必要。） ・指定管理者は施設の使用許可を行うことができる。
法的性格	委託契約（公法上の契約）	指定（行政処分） 協定の締結
条例で規定する内容	委託の条件、受託者	指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の内容

第2 指定管理者制度の活用と導入の促進に向けて

1 本市の公の施設の現状

(1) 指定管理者制度を活用している施設

本市が指定管理者制度を活用している施設（平成27年4月1日現在）は、次の11施設です。

No	施設名	指定管理者の名称	指定の期間	所管課
1	福祉作業所	社会福祉法人鴨川市 社会福祉協議会	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日	福祉課
2	総合交流ターミナル（みんなみの里）	鴨川市農林業体験交流協会	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	農水商工課
3	地域資源総合管理施設（棚田倶楽部）	特定非営利活動法人 大山千枚田保存会	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	農水商工課
4	中央通り駐車場	鴨川市商工会	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	農水商工課
5	天津小湊観光会館	一般社団法人鴨川市 観光協会	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日	観光課
6	鴨川オーシャンパーク	鴨川市農林業体験交流協会	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	観光課
7	魚見塚一戦場公園	一般社団法人鴨川市 観光協会	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	都市建設課
8	鴨川漁民住宅	鴨川市漁業協同組合	平成27年4月1日～ 平成30年3月31日	都市建設課
9	芝町コミュニティセンター	芝町内会	平成22年4月1日～ 平成29年3月31日	天津小湊支所
10	四方木ふれあい館	四方木町内会	平成25年4月1日～ 平成30年3月31日	天津小湊支所
11	青少年研修センター	特定非営利活動法人 大山千枚田保存会	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	教育委員会 生涯学習課

(2) 直営施設

本市が直営により管理している公の施設のうち、道路法、河川法、学校教育法などの個別法令により管理主体が制限され、指定管理者制度を導入することができない施設を除き、導入が可能である施設は次の 72 施設（平成 27 年 4 月 1 日現在）です。

ただし、個別法令や各省庁の通知等により、指定管理者制度が導入可能となるケースもあることから、各施設の所管課は留意する必要があります。

No	施設名	所管課
1	市民会館	市民交流課
2	総合保健福祉会館	健康推進課
3	福祉センター	
4	天津小湊保健福祉センター	
5	長狭老人憩の家	
6	江見老人憩の家	
7	保育園（8 施設）	
8	児童遊園（7 施設）	
9	子育て総合支援センター	
10	駐車場（中央通り駐車場を除く 6 施設）	観光課
11	鯛の浦遊歩道	
12	公園（魚見塚一戦場公園を除く 11 施設）	都市建設課
13	市営住宅（漁民住宅を除く 5 施設）	
14	コミュニティセンター小湊	
15	公民館（11 施設）	教育委員会生涯学習課
16	わんぱくハウス	
17	地域改善対策集会所	
18	市民ギャラリー	
19	郷土資料館	
20	文化財センター	
21	図書館	
22	総合運動施設	
23	体育センター	
24	大川面運動広場	
25	芝浜プール	
26	成川運動広場	
27	大山庭球場	
28	小湊スポーツ館	
29	宮運動広場	
30	国保病院	国保病院

2 指定管理者制度活用施設における継続の検討と継続指定の判断基準

(1) 現に指定管理者制度を活用している施設における継続の検討

現に指定管理者制度を導入している施設における指定の期間満了後の管理については、指定の期間が満了する前に、指定の期間満了後の施設の管理運営方針を決定し、必要な手続を行うものとします。

指定の期間満了後の管理運営方針は、「3 直営施設・新設施設への指定管理者制度の導入の検討と判断基準」により、改めて、指定管理者制度の活用の継続、民間委託又は直営による管理について検討し、決定することとします。

なお、指定管理者制度の活用の継続を決定した場合は、指定の期間、指定管理者の公募・非公募等についても検討を行う必要があります。

(2) 現在の指定管理者を継続して指定することができる判断基準

指定管理者制度の活用の継続を決定した場合において、引き続き現在の指定管理者を継続して指定することができる判断基準は、次のとおりとします。

現在の指定管理者を継続して指定することができる判断基準

- ① 現指定管理者の実績等を評価し、引き続き指定管理者として指定することが合理的と認められる場合
- ② 高齢者福祉施設や保育施設のように、運営者に連続性が要求される場合
- ③ 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合
- ④ 施設の性格、規模及び機能により公募することが適当でない認められる場合
- ⑤ 応募者がいない場合、又は他の民間事業者による代替が困難であると考えられる場合
- ⑥ 本市が出資している法人を指定することで施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められる場合

3 直営施設・新設施設への指定管理者制度の導入の検討と判断基準

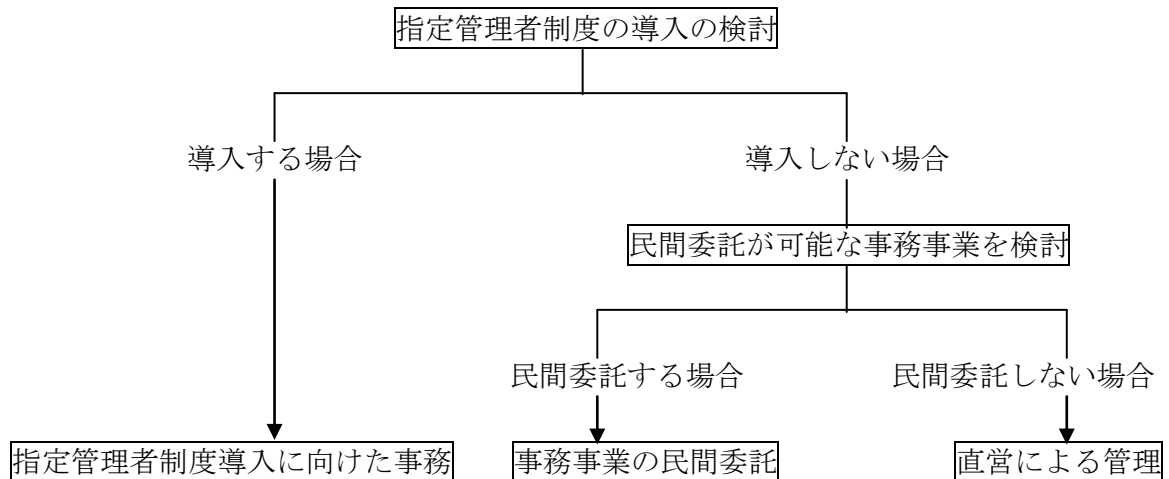
(1) 指定管理者制度の導入の検討

指定管理者制度の導入の検討については、直営施設・新設施設のすべてにおいて行うものとします。

指定管理者制度を導入する場合は、「鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱基準」（平成26年10月策定）により事務を行うものとします。

指定管理者制度を導入しない場合であっても、行政改革への不断の取組みとして、当該施設で実施する事務事業について、民間委託が可能かどうか検討し、可能である場合は民間委託を実施するものとします。

なお、直営により管理することとした施設についても、以後行政改革の取組みの中で当該施設の存続を含め、業務効率化に向け指定管理者制度等の検討を進めていくものとします。



(2) 指定管理者制度を導入する際の判断基準

公の施設について、指定管理者制度の導入を検討する際の判断基準は次のとおりとし、これらの基準のいずれかに該当する施設については、原則として導入するものとします。

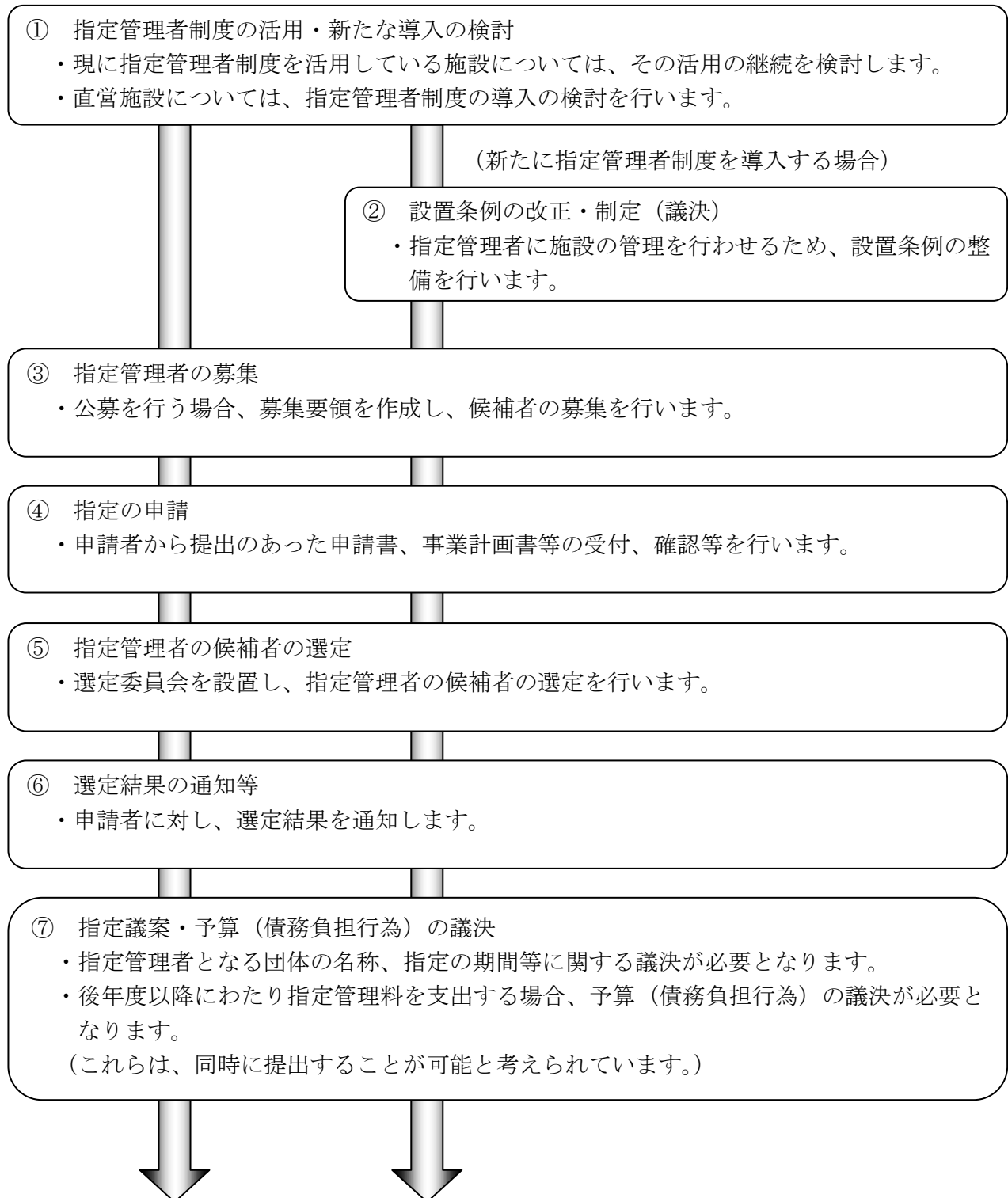
指定管理者制度の導入を検討する際の判断基準

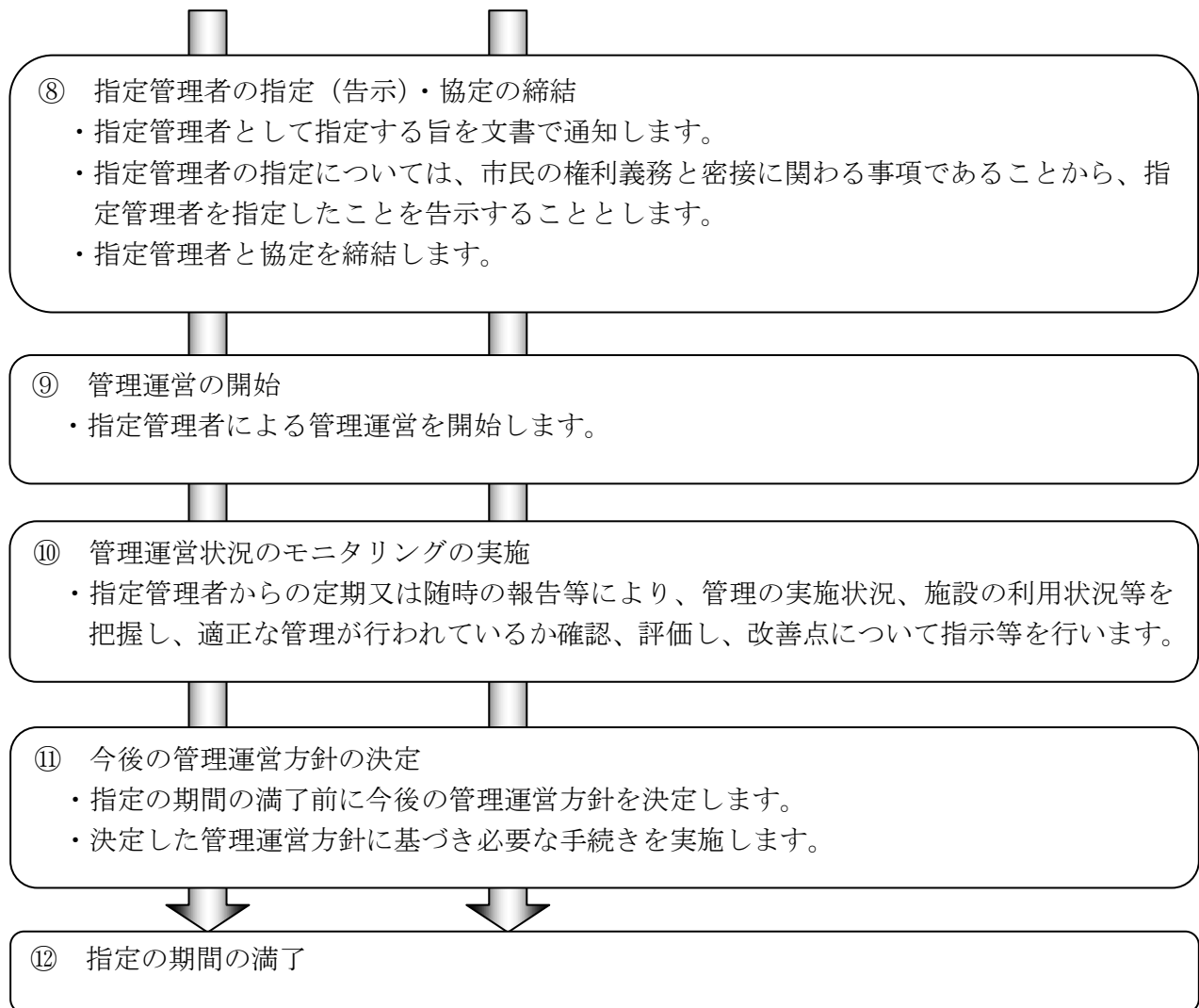
- ① 利用ニーズに合った開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や、民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- ② コスト削減が期待できる。
- ③ 利用の平等性、公平性（守秘義務の確保等を含む。）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
- ④ 同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。
- ⑤ 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設等の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。
- ⑥ 税負担でなく使用料・利用料金により運営を行う、施設設備の提供を主とした施設である。

第3 指定管理者制度の導入に関する手続き

1 指定管理者制度の導入に関する事務の基本的な流れ

指定管理者制度の導入に関し、施設を所管する課等において行う事務の基本的な流れは、次のとおりです。指定管理者の指定に係る申請方法や指定の要件に関しては、鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年鴨川市条例第167号）及び同条例施行規則（平成18年鴨川市規則第1号）に定めるとおりです。





2 指定管理者の募集

指定管理者の募集は、原則として公募により行うものとします。

ただし、公の施設の設置形態及び施設における業務の性質等により、管理上特別な事情があるなど、次のような公募によらない合理的な理由がある場合は除くこととします。

公募によらない合理的な理由（非公募の要件）

- ① 施設管理に当たり、専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される施設
- ② 当該公の施設の性格、事業の内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められるとき
- ③ 公募に対し申請する団体等がないとき
- ④ 申請した団体等の中に指定管理者として適当な団体等がないと認めるとき

(1) 募集の周知方法

公募に当たっては、市の掲示場への告示をはじめ、市の広報紙やホームページなどを利用して、幅広く応募者を募ることとします。

(2) 募集要領の作成

公募に当たっては、募集要領を作成します。

条例で定める「指定の要件」を基本として、「応募資格」、「選定基準」など公募に関して周知すべき事項について要領を作成します。

募集要領記載事項例

- ① 施設の概要
- ② 応募資格
- ③ 募集期間
- ④ 提出する書類
- ⑤ 指定管理者が行う管理の基準
- ⑥ 指定管理者が行う管理業務の範囲
- ⑦ 指定管理料
- ⑧ 利用料金
- ⑨ 指定の期間
- ⑩ 選定基準及び選定方法
- ⑪ 情報公開、個人情報保護の取扱い
- ⑫ 指定管理者と市の費用負担
- ⑬ 指定管理者と市のリスク分担
- ⑭ その他必要事項

(3) 募集期間

募集の期間は、原則として1月以上確保することとします。

ただし、実施までに時間的な余裕がないなど特別な事情がある場合を除きます。

3 指定管理者の候補者の選定等

(1) 指定管理者の候補者の選定

指定管理者の候補者の選定は、指定管理者選定委員会を設置して行うものとします。

指定管理者選定委員会は、選定基準に基づいて、応募者から提出された事業計画を記載した書類等により、施設の設置目的や利用状況に応じた市民の平等利用の確保や管理能力について総合的に判断し、最も適した指定管理者の候補者を選定するものとします。

また、公募によらない場合も、申請書及び事業計画を記載した書類等を提出させ、指定管理者選定委員会において審査を行うものとします。

指定管理者の候補者を選定したときは、全応募者に対し選定の結果を通知するとともに、選定団体及び選定理由を公表するものとします。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定に当たっては、次の事項について議会の議決を得る必要があります。

議決事項

- ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
- ② 指定管理者となる団体の名称及び所在地
- ③ 指定の期間

(3) 協定の締結

公の施設の設置者である市と、管理を行う指定管理者の関係について明確にするとともに、管理に係る細目的事項、指定管理料の額等を定めるため、指定管理者と協定を締結することとします。

なお、協定で定める事項は次のとおりとします。

協定事項

- ① 指定の期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 指定管理料に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 秘密保持義務及び個人情報の保護に関する事項
- ⑥ 事業の報告書の作成及び提出に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び管理の業務の停止命令に関する事項
- ⑧ その他必要事項

(4) 個人情報の保護対策

指定管理者との間で締結する協定に個人情報の保護に関して必要な事項を定めるほか、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報を適切に保護するものとします。

4 管理運営状況のモニタリングの実施

指定管理者制度導入後は、次の事項を実施することにより、指定管理者による適正な管理運営の確保に努めることとします。

(1) 指定管理者の管理運営状況の把握

市は、指定管理者からの月間事業報告書若しくは年間事業報告書による定期の報告又は随時の報告等により、管理の実施状況、施設の利用状況等を把握することとします。

(2) 指定管理者への必要な指示

市は、事業報告書の内容、実際の業務の状況等から指定管理者の業務内容に問題があると認めるときは、速やかに報告の要求又は調査を行い、必要な場合は業務内容の改善について指示を行うものとしします。

(3) 利用者アンケートの実施

市は、指定管理者が行う利用者の意見、満足度等についての調査により、施設の実情及び施設が提供しているサービス水準を確認することとします。

(4) 指定管理者の管理運営状況の評価

市は、指定管理者による管理運営状況について毎年度評価するとともに、その結果を公表することとします。

第4 指定管理者制度の導入スケジュール

4月を始期とした場合のスケジュールは、おおむね次のとおりです。

時 期	所管課におけるスケジュール	条例等の整備
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">施設の管理形態の検討</div>	
6～7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">施設における指定管理者制度の継続・導入方針の決定</div>	(新たに導入する場合)
9月	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 45%;">指定管理者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 45%;">直営</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">個別設置条例の改正(新規制定)の議決</div>
10～11月	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 45%;">公募</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 45%;">非公募</div> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">事務事業の民間委託を検討</div> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 45%;">募集</div> </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">指定の申請</div> </div>	
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 選定委員会の決定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 予算(債務負担行為)の議決 指定管理者の指定の議決 </div>
翌年 1～2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 協定の締結 </div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 住民周知 </div>	
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 管理運営の開始 </div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> モニタリングの実施 </div>	